

今年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い様々な出来事がありましたが、そろそろ「年末調整」の関係書類がお手元に届いた頃かと思います。そこで今回は、年末調整について説明します。

そもそも年末調整って何？

給与の支払いを受ける人の一人一人について、毎月の給与の支払いの際に源泉徴収をした税額と、その年一年間の給与の総額について納めなければならない年税額とを比べ、その過不足額を精算する手続きのことを「年末調整」と言います。

税制改正により今年度の年末調整から、下記の控除と申告書の様式が改正されました。詳しい内容については、国税庁ホームページや令和2年分の「年末調整のしかた」等の冊子でご確認下さい。

- ・給与所得控除に関する改正
- ・基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正
- ・扶養親族等の合計所得金額要件等の改正
- ・ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

年末調整に係る申告書3種類の意味

◎令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書

- ・生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除(申告分)、小規模企業共済等掛金控除(申告分)を受けるための申告書

◎令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

- ・扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を受けるための申告書

◎令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

- ・3つの申告書が一枚となっており申告書に記載の計算表を用いて基礎控除、配偶者(特別)控除、所得金額調整控除を確定するための申告書。次のページで、書き方についてご説明します。

(1) 給与所得者の基礎控除申告書

- ・自身の収入金額(課税支給総額)から所得金額を算出し、適用すべき基礎控除額を判定します。

(2) 給与所得者の配偶者控除申告書

- ・配偶者の収入金額から所得金額を算出し、適用すべき配偶者控除額を判定します。

(3) 所得金額調整控除申告書

- ・その年の収入金額が850万円を超える給与所得者のうち、所得金額調整控除の適用を受ける者は、該当する要件とその該当者について記載します。

給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書の書き方について

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名 姓 (氏 名)	(フリガナ) あなたの氏名
税務署長	給 付 者 の 姓 名 (氏 名)	あなたの住所 又 は 居 所

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- ⑧「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に併せて記載してください。
- 1 本人の本年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下かつ、配偶者の本年分の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の両方を提出してください。
 - 2 上記1以外で、かつ、あなたの本年分の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみを提出してください（「配偶者控除等申告書」を提出する必要はありません）。
 - ⑨「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合には、必ず「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれかに該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けません。

◆給与所得者の配偶者控除申告書◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の生年月日 年 月 日
あなたと配偶者の住所又は居所が 異なる場合の配偶者の住所又は居所	配偶者の生計を一にする事業 たる収入額

⑨この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○あなたの本年分の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年分の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額	円	円

○控除額の計算

利	90万円以下 (A)	90万円以下 (B)	90万円以下 (C)
定	90万円超 950万円以下 (B)	950万円超 1,000万円以下 (C)	1,000万円超 2,400万円以下 (D)
	2,400万円超 2,450万円以下 (E)	2,450万円超 2,500万円以下 (F)	2,500万円超 2,550万円以下 (G)

○配偶者の本年分の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年分の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額	円	円

○控除額の計算

区分Ⅰ	①	②	③	④(上記「配偶者の本年分の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(★印の金額))
A	48万円	38万円	36万円	31万円
B	32万円	26万円	26万円	21万円
C	16万円	13万円	12万円	9万円

○配偶者控除の額

48万円以下かつ年齢70歳以上 (「第26.1」以前生)	(Ⅰ)
48万円以下かつ年齢70歳未満	(Ⅱ)
48万円超95万円以下	(Ⅲ)
95万円超133万円以下	(Ⅳ)

◆所得金額調整控除申告書◆

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「所得金額調整控除」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。
- なお、「要件」欄の該当する項目に該当する場合は、チェックを付した項目について、チェックを付した項目に「所得金額調整控除」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。
- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受ける場合は、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	①本人が特別障害者 (その氏名及び年齢を記載)	②本人が配偶者特別障害者 (その氏名及び年齢を記載)	③本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	④本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑤本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑥本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑦本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑧本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑨本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑩本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑪本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑫本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑬本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑭本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑮本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑯本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑰本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑱本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑲本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	⑳本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉑本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉒本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉓本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉔本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉕本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉖本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉗本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉘本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉙本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉚本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉛本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉜本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉝本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉞本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㉟本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊱本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊲本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊳本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊴本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊵本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊶本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊷本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊸本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊹本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊺本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊻本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊼本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊽本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊾本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)	㊿本人が障害者 (その氏名及び年齢を記載)
----	----------------------------	-------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------



◎給与所得者の基礎控除申告書 (赤枠)

始めに、所得税や社会保険料が天引きされる前の課税支給額を「収入金額」に記入します。申告書の裏面にある「給与所得の金額の計算方法」の計算表を参考に給与所得控除額を算出し、「収入金額」から給与所得控除額を差し引いた金額を「所得金額」に記入します。「所得金額」を赤枠の下部分にある「控除額の計算」の表に当てはめて「基礎控除の額」を判定します。合計所得金額が1,000万円以下の方は、所得金額に応じて「控除額の計算」の表に記載された「(A)～(C)」の記号を「区分Ⅰ」の欄に記入してください。

◎給与所得者の配偶者控除等申告書 (青枠)

本人の合計所得金額が1,000万円以下かつ、配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合に、配偶者(特別)控除の適用を受けることが出来ます。この要件に該当する方は、配偶者に関する各項目、「収入金額」と「所得金額」を記入し、「所得金額」を青枠の中段右にある判定の表に当てはめて該当する「①～④」の数字を「区分Ⅱ」に記入します。青枠の下部分にある「控除額の計算」表に「給与所得者の基礎控除申告書」(赤枠)で記入した「区分Ⅰ」の記号と今回の「区分Ⅱ」の数字を当てはめて交差する金額を「配偶者(特別)控除の額」の欄に記載してください。

◎所得金額調整控除申告書 (緑枠)

本人の収入金額が850万円を超える給与所得者のうち、23歳未満の扶養親族を有する場合、もしくは本人、配偶者、扶養親族のいずれかの者が特別障害者に該当する場合に、所得金額調整控除の適用を受けることが出来ます。この要件に該当する方は、緑枠の左側の「要件」の該当する箇所にチェックを入れ、要件に応じた記載事項について記入をしてください。

所得金額調整控除の金額については、申告書の裏面の「所得金額調整控除の額の計算方法」に算式が記載されています。